V 資料編

資料編 目次

❖ **裁判員制度の実施状況について …… 50**

（比率は小数点第二位を四捨五入しているため、比率の合計が 100%にならないことがある。）

- 事件数 …… 50
- 裁判員の人数等 …… 51
- 選任手続の状況 …… 52
- 審理・評議の状況 …… 53
- 裁判員に選ばれる前の気持ち・裁判に参加した感想 …… 54

❖ **国民が刑事裁判に参加する主な国の制度について …… 55**

裁判員制度の実施状況について

令和４年１月から同年 12 月までの１年間に、裁判員裁判で 738 人の被告人に判決が言い渡されました。このコーナーでは、その間の裁判員裁判の実施状況（統計データ・裁判員等経験者に対するアンケート結果）についてお知らせします。

1　事件数

令和４年１月１日から同年 12 月 31 日までの裁判員裁判対象事件の新受人員は 839 人となっています。

その人員数は、同年における刑事通常第一審事件全体の新受人員（59,503 人）の 1.4%を占めています（図1）。

【図 1】

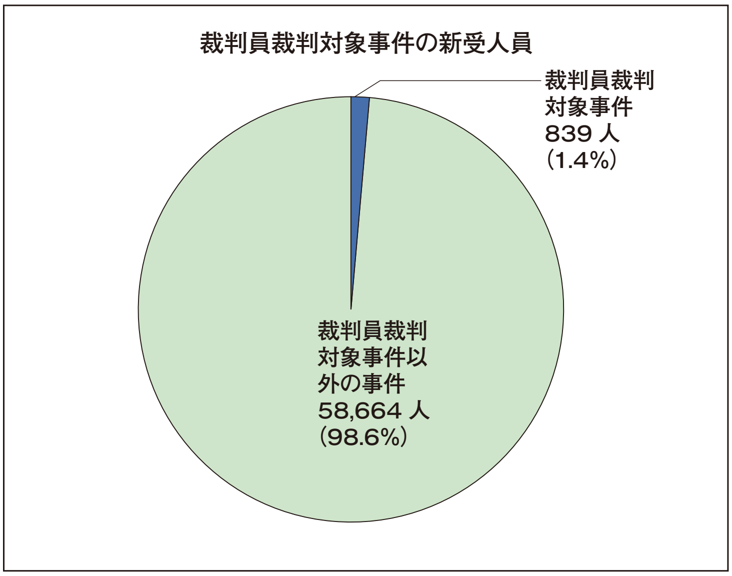

令和４年に行われた裁判員裁判における判決人員の内訳をみると、殺人事件 184 人（24.9%）、強盗致傷事件 121 人（16.4%）、傷害致死事件 83 人（11.2%）の順になっています（図2）。

なお、（準）強制わいせつ致死傷は、監護者わいせつ致死傷を含んでいます。

【図 2】

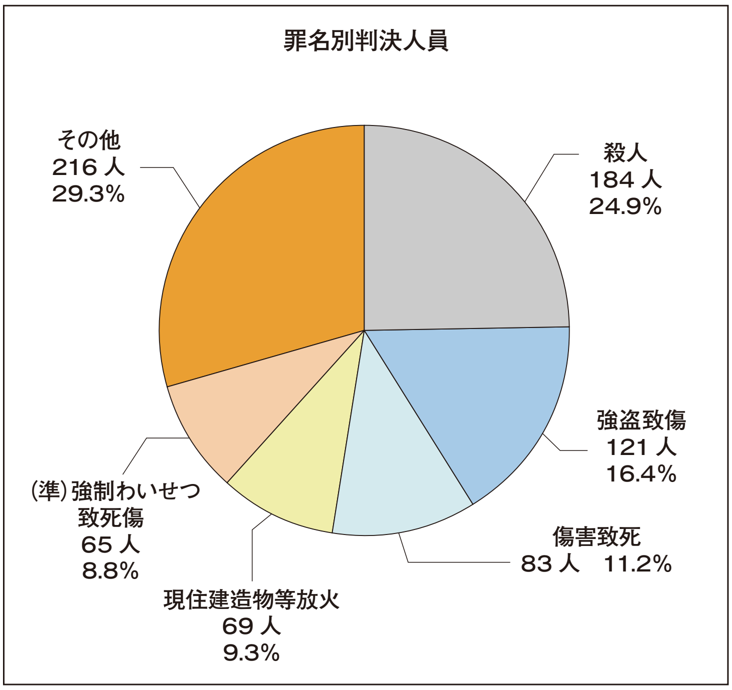

資料編

2　裁判員の人数等

令和４年の裁判員裁判で裁判員に選ばれた方は 4,413 人です。

アンケートの結果によると、性別は、男性が 54.2%、女性が 45.3%となっており、年齢もほぼ各年代からまんべんなく選ばれています。職業については、お勤めの方が 60.5%と過半数を占め、パート・アルバイトの方（16.0%）、無職の方（7.4%）が続いています（図3～5）。

【図 3】

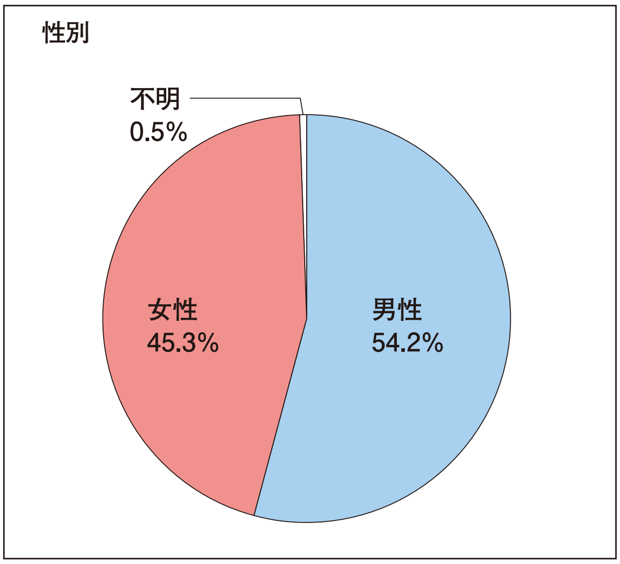

【図 4】

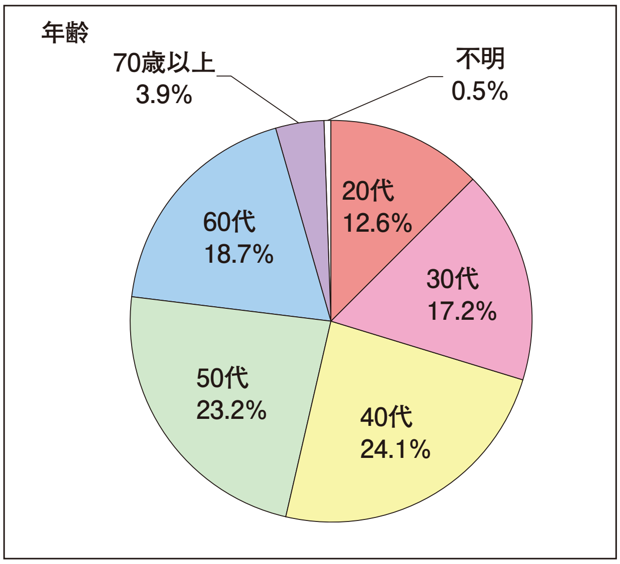

【図 5】

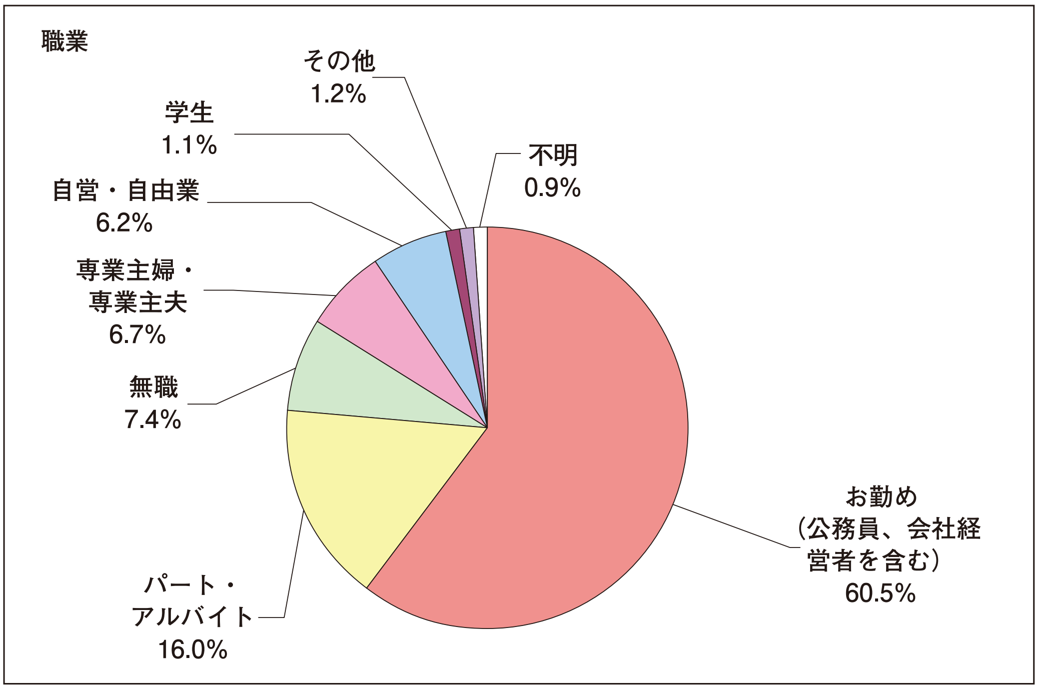

3　選任手続の状況（くわしくは、35 頁以下をご参照ください。）

（くわしくは、35 頁以下をご参照ください。）

　選任手続の状況は、以下のとおりとなっています。なお、１事件あたりの平均でみると、個別の事件ごとの裁判員候補者として選ばれた約 116 人のうち、68％の方は辞退が認められています。

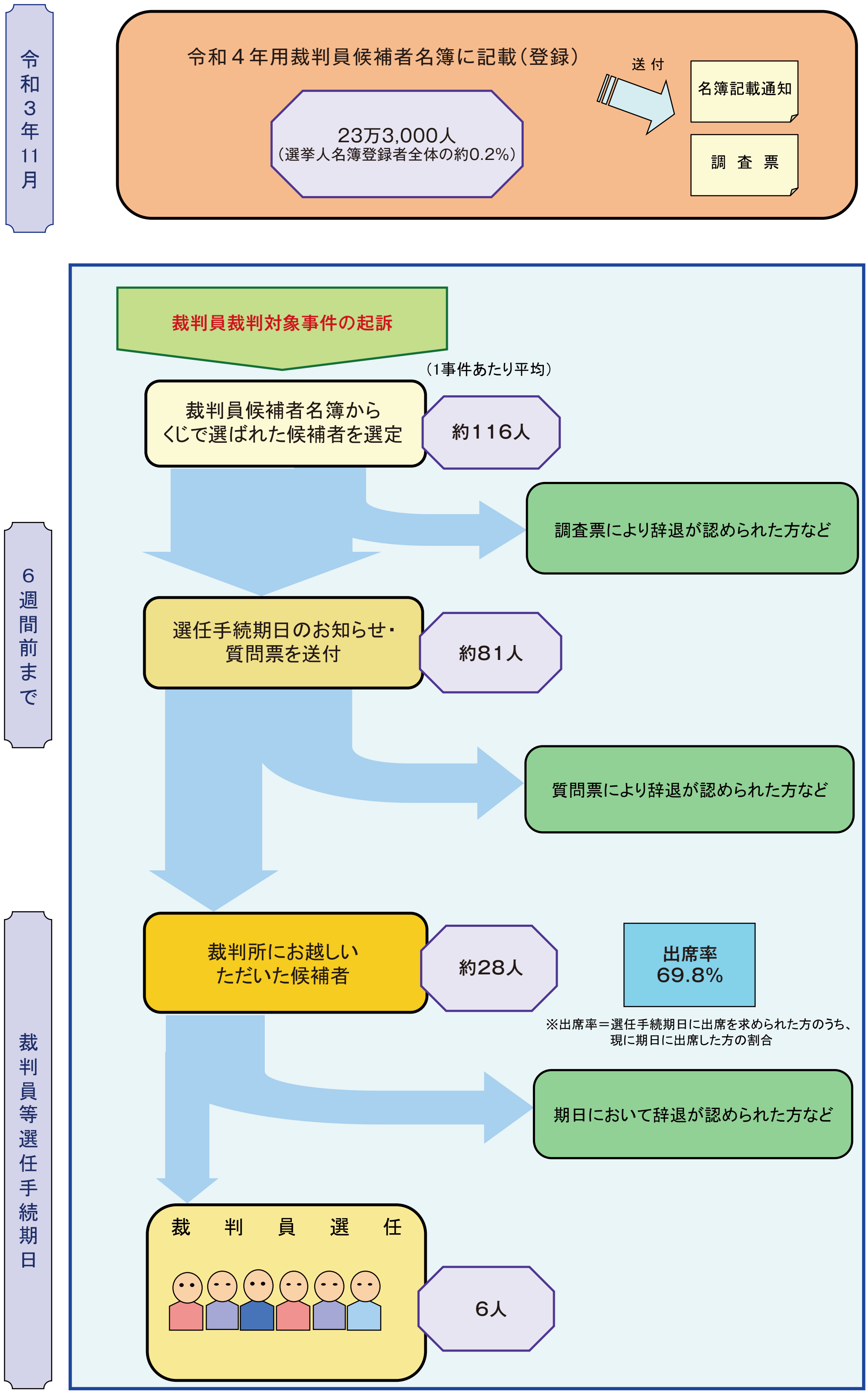

4　審理・評議の状況（くわしくは、19 頁以下をご参照ください。）

（1）裁判員が裁判手続に参加した日数は、多くの事件で６日前後となっています（図７）。
　また、判決の内容を決めるための評議の時間は、平均約 14.9 時間でした。

【図７】

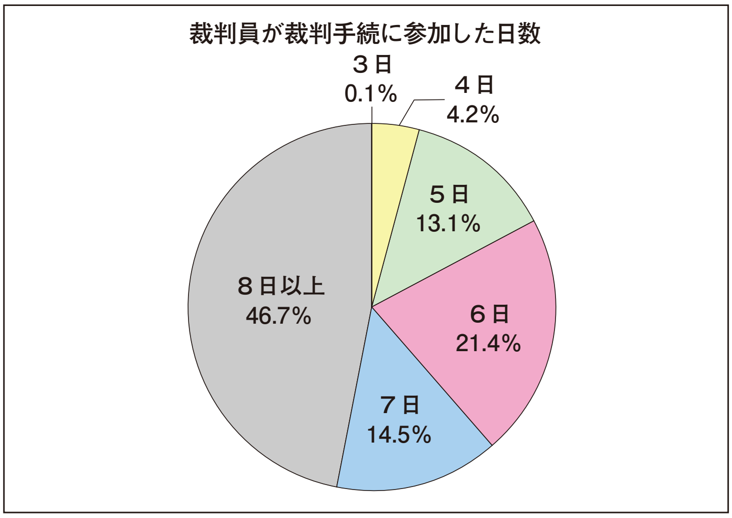

（2）審理の内容については、70.4％の裁判員が「わかりやすかった」と回答しています（図８）。

【図８】

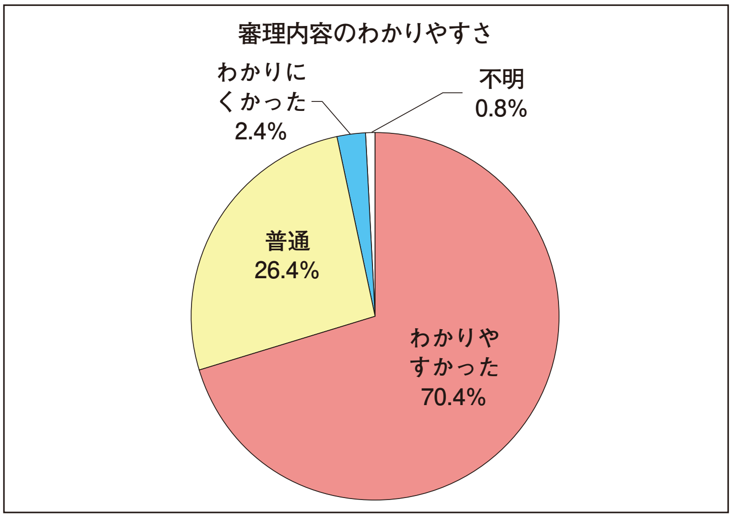

（3）評議については、75.8％の裁判員が「十分に議論ができた」と回答しています（図９）。

【図９】

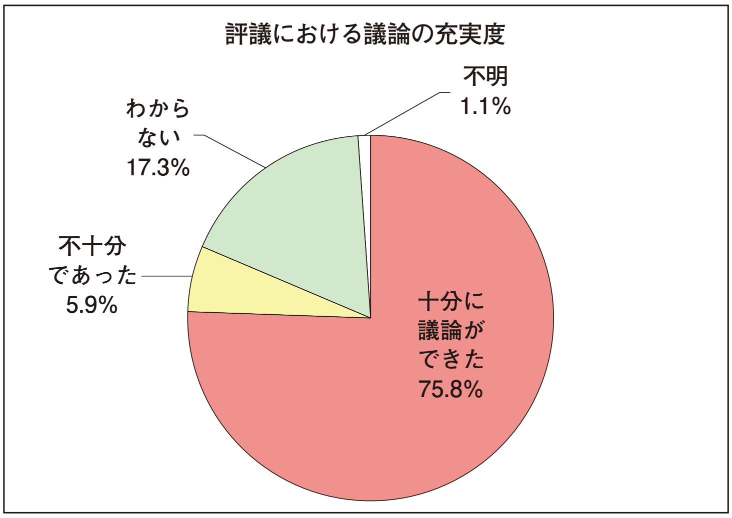

5　裁判員に選ばれる前の気持ち・裁判に参加した感想

（1）裁判員に選ばれる前は、「積極的にやってみたい」又は「やってみたい」と思っていた方が合計 40.2％でしたが、裁判員として裁判に参加した後では、合計 96.3％の方が「非常によい経験と感じた」又は「よい経験と感じた」と回答されており、充実感をもって裁判員としての職務に従事していただいたことがうかがえます（図 10）。

【図 10】

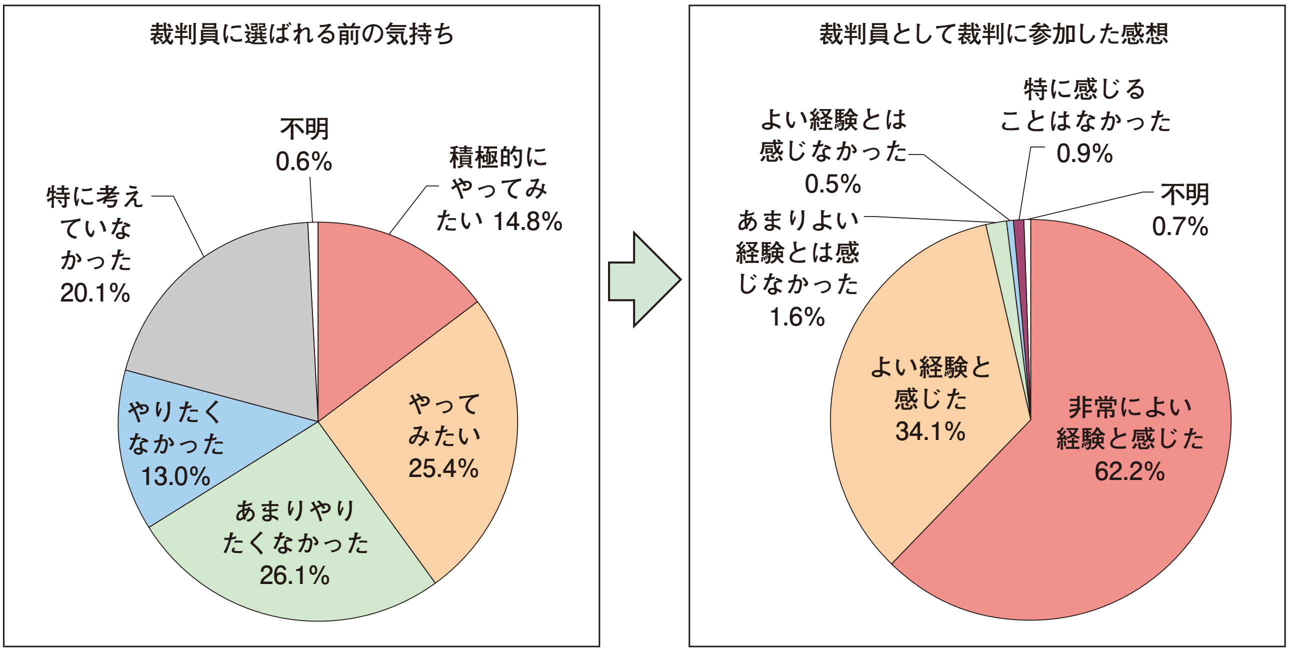

（2）裁判所の対応（職員の応対・設備など）については、72.4％の裁判員が「適切であった」と回答しています（図 11）。

【図 11】

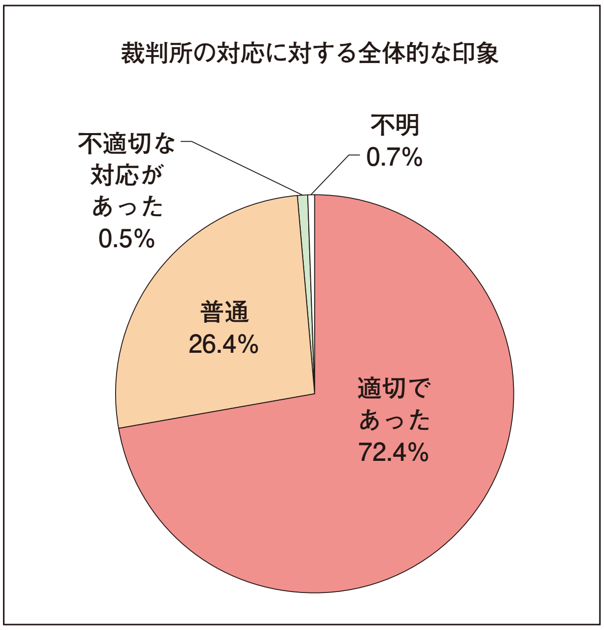

国民が刑事裁判に参加する主な国の制度について

	日本（裁判員）	アメリカ（陪審）	フランス（参審）	イタリア（参審）	ドイツ（参審）
対象事件 （刑事事件について）	法定刑の重い重大犯罪（被告人の認否を問わず、被告人による選択は認めない。）	一定の軽微な犯罪を除き、被告人が否認している事件で陪審裁判を選択した場合	一定の重大犯罪（被告人の認否を問わず、被告人による選択は認めない。）	一定の重大犯罪（被告人の認否を問わず、被告人による選択は認めない。）	軽微な犯罪を除き、原則としてすべての事件（被告人の認否を問わず、被告人による選択は認めない。）
構　成	○裁判官３名 ○裁判員６名	○裁判官１名 ○陪審員12名	○裁判官３名 ○参審員６名	○裁判官２名 ○参審員６名	地方裁判所 ○裁判官３名 ○参審員２名 区裁判所 ○裁判官１名 ○参審員２名
選任方法	衆議院議員の選挙人名簿から無作為抽出された候補者の中から、裁判所での選任手続を経て選任される。	選挙人名簿等により無作為抽出された候補者の中から、当事者が質問手続（含、理由なし忌避）により選出。	選挙人名簿に基づき抽選で参審員候補者の開廷期名簿を作成。候補者は開廷期間中の出頭を義務付けられる。具体的な事件の参審員は、事件ごとに、理由なしの忌避手続等を経た上で、開廷期名簿から抽選で選出される。	各自治体が２年おきに作成する候補者名簿（無作為抽出された者に、少数の希望者を登載）の中から各開廷期ごとに無作為抽出。任期中に開始されるすべての事件の審理に当たる。	市町村が作成した候補者名簿に基づき、区裁判所の選考委員会が選任。
任　期	事件ごと	事件ごと	開廷期（数週間）	３か月間	５年間
評決方法	多数決 ただし、裁判官、裁判員のそれぞれ１人以上の賛成が必要	全員一致が必要	被告人に不利益な判断をするためには、裁判官と参審員を合わせた３分の２以上の特別多数決。	有罪無罪については多数決で決する。量刑については過半数になるまで最も重い意見の数を順次軽い意見の数に加えて決める。	被告人に不利益な判断をするためには、裁判官と参審員を合わせた３分の２以上の特別多数決。
評議・権限	裁判官と裁判員は、共に評議し、有罪・無罪の決定及び量刑を行う。	陪審員のみで評議し、有罪・無罪の評決を行う。	裁判官と参審員は、共に評議し、有罪・無罪の決定及び量刑を行う。	裁判官と参審員は、共に評議し、有罪・無罪の決定及び量刑を行う。	裁判官と参審員は、共に評議し、有罪・無罪の決定及び量刑を行う。